

議第 2 2 号

呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

呉市個人情報保護条例（平成 1 9 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体（国，独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 9 号）第 2 条第 1 項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）），地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 3 1 条 略</p> <p>2 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合には、その旨を請求者並びに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく書面により通知しなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 4 2 条 次の各号に掲げる個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 略</p> <p>(7) 事業者 法人その他の団体（国，独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 9 項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）），地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>（保有個人情報の提供先への通知）</p> <p>第 3 1 条 略</p> <p>2 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合には、その旨を請求者並びに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 1 9 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく書面により通知しなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第 4 2 条 次の各号に掲げる個人情報については、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 法律の規定により行政機関の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定が適用されないこととされている保有個人情報 この条例第3章の規定	(2) 法律の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定が適用されないこととされている保有個人情報 この条例第3章の規定
---	---

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。